

○金融監督庁告示第三十一号
保険業法（平成七年法律第百五号）第一百九条
第二号の規定による届出があつたので、同法第百
八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十一年十月二十五日

金融監督庁長官 日野 正晴
外国保険会社等の キュー・ピー・イー・イン
商号 シュアランス（インターナ
ショナル）リミテッド
日本における主たる 東京都千代田区神田富山町十
番一号
る店舗